



令和7年12月3日

## 日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年12月3日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

なお、今後、順次、同事業者に対する自動車の使用停止処分の通知を行っていく予定です。

### 記

#### 1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代表者：小池 信也

#### 2. 処分内容

別紙のとおり

#### 3. 処 分 日

令和7年12月3日（水）

運輸と観光で九州の元気を創ります

＜お問い合わせ先＞

九州運輸局 自動車運送事業安全監理室

担当：吉永、日置

電話：092-472-2529





自動車の使用の停止処分（24営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
佐賀	高串	1両×106日	熊本	三角	1両×60日
	佐志	1両×102日		荒尾	1両×60日
	呼子	1両×88日		五家荘	1両×60日
	仁比山	1両×83日		宮原	1両×60日
	鳥栖	2両×30日		波野	1両×37日
熊本	河陽	3両×32日	宮崎	阿蘇	1両×32日
	甲佐	1両×91日		一の宮	1両×60日
	草部	1両×85日		有水	1両×106日
	芦北	1両×42日 1両×43日		志和池	1両×94日
	田浦	1両×84日		五ヶ瀬	1両×90日
	鏡	2両×41日		高原	1両×80日
	七滝	1両×60日			
	栖本	1両×60日			